

6南総危機第150号

令和6年8月23日

南丹市長 西 村 良 平 様

南丹市消防委員会

会長 木 村 隆 彦

消防委員会への諮問について（令和6年7月30日付、6南総危機
第131号）の答申について（答申）

標記の件について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問第1号 消防団員定数について

少子高齢化の影響を受け、消防団員の確保は難しい状況にある。これにより、今後団員数の増加が見込めないことから、消防団員定数を1300人に変更することが適当と考えます。

2 諮問第2号 機能別団員の創設について

団員数の減少に鑑み、地域の方々、及び消防団のOBの方々がいち早く現場に駆けつけ、消火活動に従事され、延焼を防いでいる事実もあることから、機能別消防団員（消防OB団員、学生機能別団員）の創設することが適当と考えます。

ただし、付帯条件として、消防OB団員は初期消火等一時的な活動であるが、個人装備（ヘルメット）の付与を実施し、安全対策をとることが必要です。

※ 消防OB団員：年額報酬なし、退職報償金なし、公務災害補償あり

学生機能別団員：年額報酬あり、退職報償金なし、公務災害補償あり

3 諮問第3号 消防団員報酬(出勤報酬を除く)について

令和3年4月13日付、消防地第171号により消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」として文書が発出されおり、消防団員の処遇改善が求められています。

また、令和6年2月6日付、消防地第65号により消防庁長官から「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」として文書が発出されており、報酬等の処遇改善について、早急な対応が求められているところです。

このことから、団員報酬について、令和7年度から原案のとおり変更をすることが適当と考えます。

ただし、併せて団員出勤手当についての見直しを行い、令和7年度から実施する。これをあわせて実施することを求めます。

4 諮問第4号 消防団の組織見直しについて

団員数の減少及び消防団員報酬の増額に伴い、次のとおり組織を見直し、組織のスリム化することが適当と考えます。

- ・副団長数を3人から4人に増加する。
- ・各支団3役及び、各指導員を廃止する。

別 紙

団員報酬の増額

階級・役職	現行 団員数	現行 報酬額	改正案		(参考) 地方交付 税単価
			報酬額	増加額	
団 長	1	120,000	120,000	0	82,500
副団長	3	85,000	85,000	0	69,000
支団長 (副団長級)	4	85,000	85,000	0	69,000
副支団長 (副団長級)	4	85,000	85,000	0	69,000
副指導員長 (分団長級)	4	65,000	65,000	0	50,500
分団長	18	65,000	65,000	0	50,500
副分団長	36	45,000	45,500	+500	45,500
部 長	58	30,000	40,000	+10,000	37,000
指導員 (部長級)	33	30,000	40,000	+10,000	37,000
班 長	114	24,000	37,000	+13,000	37,000
団 員	947	18,000	36,500	+18,500	36,500
学生団員	64	18,000	18,000	0	36,500